○国土交通省告示第七百八十八号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の規定に基づく水域として次のように指定する（平成二十四年八月四日から八月五日までの毎日午前六時から午後七時までの間に限る。）。

平成二十四年七月十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

○国土交通省告示第七百八十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年七月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第3278号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＧＴＣ70Ｆ	株式会社アイ・エイチ・アイ マリンユナイテッド	つり索の離脱装置の離脱操作ハンドルの長さを変更
第3279号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＧＴＣ70Ｃ	〃	〃
第3348号	〃	ＧＴＣ75Ｃ	〃	〃
第3349号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＧＴＣ75Ｆ	〃	〃
第3702号	〃	ＧＴＲ57Ｆ	〃	〃
第3713号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＧＴＲ57Ｃ	〃	〃
第4072号	耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＧＴＣ65Ｆ	〃	〃
第4073号	全閉囲型救命艇（救助艇の要件に適合するもの）	ＧＴＣ65Ｃ	〃	〃

○国土交通省告示第七百九十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十四年七月四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4599号	膨脹式救命いかだ（両面用）	ＳＵＲＶＩＶＡ 50型	RFD Limited	決議ＭＳＣ．293(87)、ＭＳＣ．295(87)及びＭＳＣ．323(89)の適合確認
第4600号	〃	ＳＵＲＶＩＶＡ 100型	〃	〃

○国土交通省告示第七百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一、調査の種類　都市部官民境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

岩手県　奥州市

岩手県　宮古市

宮城県　仙台市

茨城県　鉾田市

茨城県　土浦市

茨城県　北茨城市

茨城県　鹿嶋市

茨城県　大子町

埼玉県　越谷市

千葉県　習志野市

四、調査期間

平成二十四年及び平成二十五年

（ただし、岩手県奥州市、宮城県仙台市、茨城県北茨城市、茨城県鹿嶋市、埼玉県越谷市、千葉県習志野市については、平成二十三年～平成二十五年）

○国土交通省告示第七百九十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十四年七月十八日　国土交通大臣　羽田雄一郎

一、調査の種類　山村境界基本調査

二、調査を実施する者の名称　国土交通省

三、調査地域

北海道　北見市

岩手県　盛岡市、奥州市

山形県　山形市

福島県　塙町

埼玉県　東秩父村

新潟県　魚沼市

富山県　立山町

岐阜県　関市、高山市、白川町

静岡県　浜松市

鳥取県　日南町

島根県　出雲市、津和野町、吉賀町

愛媛県　大洲市

高知県　室戸市

熊本県　八代市

宮崎県　日南市

鹿児島県　宇検村

四、調査期間

平成二十四年及び平成二十五年

（ただし、岐阜県白川町、静岡県浜松市、高知県室戸市については、平成二十二年～平成二十五年、岩手県盛岡市、福島県塙町、新潟県魚沼市、富山県立山町、鳥取県日南町、熊本県八代市については、平成二十三年～平成二十五年）